

## 学生証

学生証はみなさんが本学の学生であることを大学が認めた身分証明書ですので、常に携帯するようにしてください。また、各種催物や有料施設の学生割引などいろいろな特典を受けられますが、次のことについては厳守してください。

- 学生証は他人に譲渡または貸与してはならない。
- 学生証は次の場合これを提示しなければならない。
  - 試験を受ける場合
  - 本学図書館に入館する際と図書を利用する場合
  - 総合情報センターでKOMAnet パスワードの発行・再発行、パソコンの貸し出しを受ける場合
  - 各種証明書の自動発行あるいは窓口発行を受ける場合
  - 通学定期券または学割証を利用して乗車券を購入する際及びそれを使用して乗車船し係員の請求があった場合
  - 所属するサークルが物品・鍵等を借用する場合。
  - その他本学の教職員の請求があった場合
- ◆ 学生証はカード形式になっており、入学時に配付したものを卒業するまで使用します。退学・除籍等により学籍を喪失した場合は、学生証を返還しなければなりません。
- ◆ 学生証は裏面に「在籍確認シール」を貼付して利用して下さい。学生証裏面シールは、配付年度に限り有効です。次年度以降のシールは、教務部窓口で配付いたします。届出なしで学生証裏面シール記載事項（通学経路含む）を変更・訂正することはできません。
- ◆ 学生証を汚損・紛失した場合は、直ちに窓口へ届け出てください。
  - 再発行手続きは、手数料と印鑑を持参のうえ、教務部①～⑬番窓口で指示を受けてください。破損・汚損の際は、その学生証も持参してください。
  - 紛失をした際、悪用防止のため最寄り交番等にも必ず届け出てください。

## 通学定期券・通学証明書

- ◆ 通学定期券
  - 通学定期券は、本学への通学を目的とし、大学に届けている現住所の最寄り駅から大学までの最短経路に限り購入できます。
    - \* 玉川キャンパスで開講されている科目を履修する1年次生は二子玉川駅まで購入可能です。
  - 通学定期券の購入の際は、学生証裏面に貼付する「在籍確認シール」に学生番号・氏名・大学に届けている現住所・通学（バス含む）区間を記入し、提示してください。裏面シール記載の通学経路が変更となる場合は、教務部①～⑬番窓口へ申し出てください。
  - アルバイトや課外活動等の理由による経路・区間の変更は、不正使用となります。
  - 聴講生・科目等履修生は、通学定期券を購入できません。
  - 別途通学証明書が必要となる場合（下表参照）があります。学生部①番窓口で申し込んでください。

一部のバス会社	新幹線通学をする場合	父母が鉄道会社に勤務し家族割引がある場合
期間が1ヶ月以上の実習(社会福祉実習・医療健康科学部病院実習・会計プロフェSSIONALクラス等) 注意 証明書の申請から発行まで1ヶ月を要します。		
活動場所を玉川キャンパス内施設に指定されている登録団体に所属する2年次生以上の学生		
玉川キャンパスで開講されている科目を履修する2年次生以上の学生		